

たのしいでんき 契約締結前交付書面

1)小売電気事業者の名称及び住所

- ・HTB エナジー株式会社
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

2)小売電気事業者の登録番号

- ・A0172

3)お客さまからの苦情や問い合わせに応ずるための連絡先および対応時間

- ・電話番号:050-3852-1193(土日祝日、年末年始を除く 10:00~18:00)
- ・メールアドレス:info@htbe.jp

4)媒介・取次・代理業者の一覧および問い合わせ先

- ・当社ホームページにて掲示いたします。

5)電気需給契約の申込方法

- ・インターネット等を通じてお申込みが可能です。ただし、インターネット環境をお持ちでないお客さまは、別途協議し、書面等によりお申込みを可能といたします。
- ・電気需給契約のお申込み時または締結後に交付すべき契約内容についての書面等、その他の電気事業法その他の法令に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール(SNS サービスを含みます。)を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。

6)電気供給開始の予定年月日

- ・現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に電気需給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ・初めて電気をご利用になる場所(入居時など)において、当社と電気需給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。
- ・当社は、お客さまの電気需給契約のお申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- ・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

7)契約の成立日

- ・電気需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。

8)電気需給にかかる料金および当該料金の算定方法

- ・料金には、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、「料金等」といいます。)を加算いたします。(詳しくは、「たのしいでんき約款、および、各たのしいでんきプラン別説明書」でご確認いただけます。)

- ・燃料費等調整額は、燃料価格に応じて電気料金の加減算を行う燃料費調整額と、一般社団法人日本卸電力取引所におけるエリアプライスに応じて電気料金の加減算を行う電源調達調整費を合算した総称をいいます。
- ・燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格、基準単価および燃料費調整適用係数に応じて、 $[(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000 \times \text{燃料費調整適用係数}]$ の算式により算出する燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されます。
- ・電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)に当社が定める調達単価係数を乗じたものと、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価、適用期間補正係数および電源調達調整適用係数に応じて、 $[(\text{JEPX エリアプライス平均値} \times \text{調達単価係数} - \text{還元調整基準単価}) \times \text{適用期間補正係数} \times \text{電源調達調整適用係数}]$ または $[(\text{JEPX エリアプライス平均値} \times \text{調達単価係数} - \text{追加請求基準単価}) \times \text{適用期間補正係数} \times \text{電源調達調整適用係数}]$ の算式により算出する電源調達調整単価を適用して算定します。電源調達調整費は、JEPX エリアプライス平均値 $\times$ 調達単価係数の値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPX エリアプライス平均値 $\times$ 調達単価係数の値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の1日からN月の末日までの1ヶ月間において算定したJEPX エリアプライス平均値に基づき、算定されます。
- ・N月の検針日からN+1月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、原則として、当該電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。
- ・当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの電気需給契約が終了する場合、電気需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。
- ・当社は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回、燃料費調整単価に係る燃料費調整適用係数ならびに電源調達調整単価に係る還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、その内容を改定することができるものといたします。
- ・燃料費等調整額に関するその他の詳細は、たのしいでんき約款別表2(燃料費等調整額)、別表3(燃料費調整)および別表4(電源調達調整費)をご確認ください。

9)料金等のお支払い方法

- ・口座振替払い、クレジットカード払い、もしくは、コンビニエンスストアでのお支払いとなります。

10)工事費にかかる事項

① 工事負担金

- ・お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとみなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合がございます。

② 工事費負担金の申受および精算

- ・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合がございます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

③ 供給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

- ・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合がございます。

- ・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合がございます。

11) その他ご負担いただく費用

- ・お客さまが、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6% の割合で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。ただし、支払い期日から 10 暦日までにお支払いがなされた場合は、延滞利息は免除いたします。
- ・口座振替払いの場合は、当社指定の様式にてお申込みいただきます。お申込みいただいてから口座振替の開始までは、1～2 カ月程度かかる場合がございます。口座振替の手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法でのお支払いとなり、支払期日は、毎月 27 日といたします。27 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。なお、初回の支払い方法について、指定のない場合は「コンビニエンスストアでのお支払い」とさせていただきます。
- ・クレジットカード払いの場合は、手数料無料でお客さまのご指定のクレジットカード会社の規約にもとづきお支払いいただきます。支払期日は、請求書発行日から 3 暦日とし、お客さまが指定されたクレジットカード会社から支払いがなされます。
- ・コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、「コンビニエンス払い請求書発行手数料」として 330 円/通を、料金等とは別にお支払いいただきます。お控えは領収書を兼ねております。大切に保管ください。当社が指定する後払い決済提供事業者(「GMO 後払い」を提供する GMO ペイメントサービス株式会社をいいます。)又は当社よりお客さまに払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から 14 日以内といたします。なお、支払方法としてコンビニエンスストアでのお支払いを選択された場合、お客さまの料金を、当社が指定する後払い決済提供事業者に債権譲渡いたします。お客さまは当該債権譲渡について、相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効、取消、解除の抗弁、消滅時効に係る抗弁、弁済等による債権の消滅その他一切の抗弁を放棄し、異議なくご承諾いただけるものといたします。
- ・クレジットカード払いの場合で、HTB エナジー株式会社発行の利用明細書が必要な場合は、「利用明細書発行手数料」として 330 円/通を料金等とは別にお支払いいただきます。
- ・期間を通じての支払証明(最大 1 年)が必要な場合は、「支払証明書発行手数料」として 1,100 円/通を料金等とは別にお支払いいただきます。
- ・料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。
- ・お客さまが料金の支払期日を超過してなお支払われない場合、当社判断にて翌月以降の料金等と併せて請求することがございます。
- ・当社にて電気を供給中のお客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を変更する場合または別プランに変更する場合に契約変更手数料として 330 円を料金等とは別にお支払いいただきます。
- ・お客さまが新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合に新設事務手数料として 1,100 円を料金等とは別にお支払いいただきます。

12) 契約電圧や契約電流

- ・供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトでございます。
- ・周波数は 50 ヘルツまたは 60 ヘルツでございます。
- ・お客さまが申し出た契約電流、契約容量および契約電力が、契約負荷設備の内容に照らして不合理である場合、または、お客さまからこれらに関する申出がない場合は、契約負荷設備の内容等を踏まえ、当社の裁量により契約電流、契約容量および契約電力を決定するものといたします。

13) 使用電力量の計測および料金算定方法

① 使用電力量の計測

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

② 料金算定方法

- ・料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、供給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

- イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間の日数がその料金算定期間の終期に対応する検針の基準となる日の属する月の前月の日数(以下「暦日数」といいます)に対し、5日を上回り、または下回るとき
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものといたします。

14) 契約期間

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ・各たのしいでんきプラン別説明書は、廃止することがございます。廃止する場合は、廃止にする期日の2ヵ月程度前から、メール、または、書面にてお知らせいたします。

15) 解約(強制解約含む)および他小売電気事業者への契約切り替え

- ・解約については、HTB エナジーワンダーサポートへ電話、またはインターネットでのお申込みにて受付いたします。
- ・当社以外的小売電気事業者へ切り替えの場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、切り替えにかかる各種説明事項がご不明の場合は、HTB エナジーワンダーサポートへお問合せください。切り替えされた場合でも、お客さまと当社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
- ・電気需給契約が成立した日から、料金の適用開始の日以降1年後の応当日までの間に、電気需給契約が消滅した場合、以下の場合を除き、「解約違約金」として2,200円を料金等とは別にお支払いいただきます。
 - ① お引越しの場合
 - ② 自然災害等の不可抗力により、当社からお客さまに電気を供給できない状態になり、解約にいたった場合
- ・お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約をお客さまに対する通知により解約することがございます。
 - ① お客さまが、電気需給契約のお申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。
 - ② 他人になりすまして各種サービスを利用した場合
 - ③ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
 - ④ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合
 - ⑤ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ⑥ 当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ⑦ 電気の使用にともなうお客さまの協力が得られない場合
 - ⑧ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合
- ・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解除することがございます。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料220円/通をお支払いいただきます。
 - ① お客さまが料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
 - ④ その他お客さまが約款に違反した場合
- ・お客さまが、電気需給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

16) お客さま側の調査・保安等に関するご協力

① 調査に関するご協力

- ・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。

- ・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

② 保安等に関するご協力

- ・次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。
この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがございます。

17) 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

18) 個人情報の取り扱い

- ・お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針(プライバシーポリシー、共同利用プライバシーポリシー)を定め、当社のホームページ等にて掲示いたします。当社は、お客さまの個人情報について、お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針に定めるところにより、当社事業の業務その他付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または、当社が指定する第三者へ提供する場合がございます。

19) 反社会的勢力ではないことの表明・保証

- ・お客さまには、電気需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
 - イ 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
 - ロ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
 - ハ 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)
 - ニ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
 - ホ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
 - ヘ 特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)
 - ト その他前各号に準ずる者
- ・当社は、お客さまが前述イ～トに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに電気需給契約を解約いたします。

20) その他

- ・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。
- ・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- ・お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾していただきます。
- ・各たのしいでんきプラン、及びコースには、諸条件がございます。詳細は、各たのしいでんきプラン別、及びコース別説明書をご確認ください。
 - ① 無料時間帯を設けているプランについては、業務用及び事業用として、また電気温水器及び蓄電池などへの充電用途としてはご利用いただけません。スマートメーターの設置を必須といたします。無料時間帯の燃料費等調整額・再生可能エネルギー賦課金は課金対象となります。
 - ② 当社が承諾し契約に至ったあとに、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても、無料時間帯を設けているプランの提供をお断りさせていただきます。記載の状態に陥った場合には、当社はお客さまに対して何らかの補償を行うことはできかねます。無料時間帯を設けているプランが提供できる状態に復した際に、改めてお申込みをお願いいたします。また、記載の状態に陥った場合には、スマートメーターが設置されるまで、一時的に当社の他プランにご加入をお勧めする場合がございます。この場合には、当社はお客さま、および各地域の一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応いたします。
 - ③ たのしいでんきプラン別説明書朝トクコース・ママトクプラン・朝ママトクプラン・ミッドナイトママトクプランの無料時間帯の無料対象電力使用量は月間電力使用量の16.6%が上限となります。
 - ④ MUSUBI プロジェクトは、電気代を通じてお客さまが、当社が提携するNPO法人および認定NPO法人(以下、「提携NPO法人」といいます。)への寄附者となるプランでございます。MUSUBI プロジェクトは、MUSUBI 料金というMUSUBI プロジェクト特有の料金形態となっています。MUSUBI 料金は、基本料金、電力量料金および預り金で構成されています。
 - ⑤ MUSUBI 料金の預り金を当社が、提携NPO法人に送金することで、お客さまの寄附行為が完了し、大 お客さまが提携NPO法人への直接的な寄附者となります。MUSUBI 料金の預り金は、お客さまの寄附金となるため、返還はいたしません。寄附金受領証明書は、お客さまから当社にご依頼いただき、当社から提携NPO法人に依頼後、提携NPO法人からお客さまに発行されます。
 - ⑥ MUSUBI プロジェクトの預り金の額は、当社のお客さま専用のマイページではご確認ください。また、当社がお客さまに、電子メールにて配信する電気ご使用量のお知らせ、およびお客さまのご依頼により発行する請求書等には、預り金(寄附金)の記載はございません。預り金(寄附金)の額のご確認は、HTB エナジーワンダーサポートヘインターネット、または電話にてお問合せいただき、お知らせいたします。
 - ⑦ ぜんぶでんき(オール電化プラン)、プライムシリーズ、PRIMEプランは、「あんしんサポート 365」が無償付帯されたプランになります。「あんしんサポート 365」は、当社の業務委託先である株式会社リロクリエイトが、提供するサービスになります。「あんしんサポート365」の内容は、別途当社の「あんしんサポート 365 利用規約」に定めるほか、当社WEBサイトに掲載しております。「あんしんサポート 365」をご利用の場合は、下記記載の連絡先にお問合せください。また、「あんしんサポート 365」の利用内容によっては、お客さまが負担する費用が発生する場合があります。ご利用の際には、当社 WEB サイトにて、サービス内容、費用が発生した場合の支払い方法等についてご確認ください。

■あんしんサポート365 問い合わせ先

時間…24時間365日

電話番号…0120-431-365

- ⑧ ベーシックプランまたは福利厚生プランは、「あんしんサポート 365 プラス」が無償付帯されたプランになります。「あんしんサポート 365 プラス」は、当社の業務委託先である株式会社リロクリエイトが提供するサービス(「あんしんサポート 365」)に、さくら損害保険株式会社が提供する通信端末修理費用保険特典を付与した商品です。「あんしんサポート365プラス」の内容は、別途当社の「あんしんサポート 365 プラス利用規約」に定めるほか、当社WEBサイトに掲載しております。「あんしんサポート 365 プラス」をご利用の場合は、下記記載の連絡先にお問合せください。また、「あんしんサポート 365」の利用内容によっては、お客さまが負担する費用が発生する場合があります。ご利用の際には、当社 WEB サイトにて、サービス内容、費用が発生した場合の支払い方法等についてご確認ください。

■あんしんサポート365 問い合わせ先

時間…24時間365日

電話番号…0120-431-365

■通信端末修理費用保険特典問い合わせ先

時間…10:00～19:00（年末年始はお休みとさせていただきます）

電話番号…0120-982-267

- ・天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、当社は特別な対応を行いません。

契約解除(クーリング・オフ)に関する事項

訪問販売、電話勧誘販売により契約締結された場合は、クーリング・オフの対象となります。
お客さまが契約解除(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、以下の内容を十分お読みください。

- ① お客さまが訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録(電子メール等)により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。
- ② ①に記載した事項に関わらず、クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録(電子メール等)により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③ 契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面または電磁的記録(電子メール等)を発した時(郵便消印日付や電子メール送信日時等)に、その効力を生じます。
- ④ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は速やかにその全額を返還いたします。
- ⑦ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等(特定商取引に関する法律第 9 条第 1 項または同法第 24 条第 1 項の申込者等をいいます。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- ⑧ 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあるため、遅滞なく他の小売電気事業者と契約締結いただくか、最終保証供給を申込み必要があります。
- ⑨ クーリング・オフを行う場合、下記連絡先まで必要事項を記載のうえ書面または電磁的記録(電子メール等)にてご送付ください。なお、E メールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は、本書面3)の当社問い合わせ先にご連絡ください。

名称:

HTB エナジー株式会社 クーリングオフ受付窓口

住所:〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-9-25 JRE 天神三丁目ビル 5F

E メール:cooling_off@htb-energy.com